

霧島市条例第14号
平成28年3月29日

霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例をここに公布する。

霧島市長 前田 終止

霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における移住定住を促進するために必要な助成措置を講じることにより、本市の均衡ある発展を図るとともに、空家の有効活用を図り、もって活力に満ちた地域づくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中山間地域 市長が規則で定める区域をいう。
- (2) 市街地 中山間地域以外の地域をいう。
- (3) 転入定住者 基準日（平成28年4月1日をいう。以下同じ。）から平成32年3月31日までの間に、本市以外の市区町村から定住の意思をもって本市に転入し、本市の市民として住民基本台帳に記録され、本市に生活の本拠がある者をいう。ただし、本市から転出後1年に満たない間に再転入した者を除く。
- (4) 転居定住者 基準日から平成32年3月31日までの間に、市街地から定住の意思をもって中山間地域に転居し、当該中山間地域の市民として現に住民基本台帳に記録され、本市に生活の本拠がある者をいう。ただし、市街地に居住していた期間が1年に満たない者を除く。
- (5) 世帯責任者 世帯において主として世帯の生計を維持している者又は住宅取得若しくは増改築に係る経費を最も多く負担している者と市長が認めるものをいう。
- (6) 貸家 貸貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する一戸建ての住宅をいう。ただし、給与住宅（企業などが給与の一部として与える社宅や寮などをいう。）及び公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）並びに賃借している者と2親等以内の関係にある親族が所有する住宅を除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 基準日以後に自己が居住する目的で住宅を新築若しくは購入又は増改築した転入定住者又は転居定住者の世帯責任者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者。ただし、規則で定める国庫補助金等により、住宅を新築若しくは購入又は増改築した者を除く。

ア 補助金交付申請日において60歳未満であること。

イ 居住地の自治会に加入し、かつ、自治会活動及び地区自治公民館活動に参加すること。

ウ その者に配偶者がいる場合は、配偶者も移住定住すること。

エ 納付義務を負う市区町村税に現に滞納がないこと。

オ その者並びに現に同居し、及び同居しようとする者が霧島市暴力団排除条例（平成25年霧島市条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(2) 基準日以後に中山間地域の貸家に入居した転入定住者の世帯責任者で、前号アからオまでのいずれにも該当する者

(補助金の種類及び額等)

第4条 補助金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 住宅取得補助金

(2) 住宅増改築補助金

(3) 扶養加算金

(4) 家賃補助金

2 前項各号に掲げる補助金の交付要件及び補助金額等は、予算の範囲内において、別表に掲げるとおりとする。この場合において、当該補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則で定める方法により、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、次に掲げる場合を除き、当該申請を行った者に対し、補助金をそれぞれ交付するものとする。

(1) 第3条第1号及び第2号に掲げる要件を満たさない場合

(2) 申請に偽りその他不正があった場合

(3) 申請時に既に転出していた場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないと認める場合

(補助金の重複支給)

第7条 一の中古住宅（建築日から1年を超える建売住宅を含む。）に係る住宅取得補助金に限り、住宅増改築補助金を重複支給できる。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 住宅取得補助金又は住宅増改築補助金の交付を受けた者が初めて当該補助金の交付を受けた日から5年以内に生活の本拠を移すことになったとき。
- (2) 住宅取得補助金又は住宅増改築補助金の交付を受けた者が初めて当該補助金の交付を受けた日から5年以内に、当該補助金の交付対象となった住宅を売却、譲渡又は貸付けしたとき。
- (3) 家賃補助金の交付を受けた者が初めて当該補助金の交付を受けた日から3年以内に生活の本拠を移すことになったとき。
- (4) 提出した書類に偽りその他の不正があったとき。
- (5) この条例の規定に違反したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認める事由があったとき。

2 前項各号のいずれかに該当する者で、やむを得ない特別の事由があると市長が認める場合は、前項に規定する補助金の返還の全部又は一部を免除することができる。

(報告等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、報告又は書類の提出（次項において「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から報告等を求められた場合には、速やかにこれに応じなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、廃止前の霧島市中山間地域活性化のための移住定住促進に関する条例（平成25年霧島市条例第6号。以下「廃止前の条例」という。）第3条に規定する支給要件を満たしている場合又は廃止前の条例の規定により住宅取得補助金、住宅増改築補助金又は扶養補助金の交付を受けている場合の補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

3 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に本市以外の市区町村から定住の意思をもって本市に転入し、本市の市民として住民基本台帳に記録され、本市に生活の本拠がある者で、施行日以後に住宅を新築若しくは購入又は増改築したものについては、第2条第3号の規定にかかわらず、第3条第1号に掲げる要件を満たす場合は、補助対象者とみなす。ただし、当該者が第2条第3号ただし書に該当するときは、この限りで

ない。

- 4 施行日から平成29年3月31日までの間に本市以外の市区町村から定住の意思をもって本市に転入し、本市の市民として住民基本台帳に記録され、本市に生活の本拠がある者で、平成27年4月1日から施行日の前日までの間に住宅を新築若しくは購入又は増改築したものについては、第2条第3号の規定にかかわらず、第3条第1号に掲げる要件を満たす場合は、補助対象者とみなす。ただし、当該者が第2条第3号ただし書に該当するときは、この限りでない。
- 5 施行日の前日において、現に霧島市移住定住促進空き家活用補助金交付要綱（平成27年霧島市告示第106号）の規定により家賃補助金の交付を受けている者は、第3条第2号に規定する支給要件を満たしているものとみなす。

別表（第4条関係）

| 補助金の種類 | 補助金交付要件 | 補助金額 | 補助金限度額 |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|------------------------|
| 住宅取得補助金 | 基準日以後に中山間地域に住宅を新築（建築日から1年以内の建売住宅の購入を含む。）した場合 | 100万円 | |
| | 基準日以後に中古住宅（建築日から1年を超える建売住宅を含む。）を購入した場合 | 取得に要した経費 | 中山間地域 50万円 市街地 20万円 |
| 住宅増改築補助金 | 基準日以後に住宅を増改築した場合 | 中山間地域 増改築に要した経費の5分の4 | 50万円 |
| | | 市街地 増改築に要した経費の5分の3 | 20万円 |
| 扶養加算金 | 中山間地域に係る住宅取得補助金又は住宅増改築補助金交付申請日において、同じ世帯員として住民基本台帳へ記録されている義務教育終了前の者（15歳に達した日の属する年度の末日以前の者をいい、同日より後も引き続いて中学校又は特別支援学校の中等部に在学するものを含む。）を扶養する場合 | 被扶養者1人当たり30万円 | |
| 家賃補助金 | 店舗等併用の賃貸住宅の場合は、住居部分に係る賃料のみを対象とする。 | 月額賃料の3分の2。ただし、1月当たり | 賃貸借契約の開始日の属する月の賃料から対象 |

| | | | |
|--|--|------------------|---------------------------------------|
| | | り 3万円を上 限とする。 | とし、支給開始 月に引き續く11 か月分を限度と する。 |
|--|--|------------------|---------------------------------------|